

古物営業法の一部改正について

主な改正点は以下のとおりですので、
営業する際には、ご注意願います。

営業制限の見直し 施行日 平成30年10月24日

改正前

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受けのために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。



改正後

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができる。

	営業所	住所等	その他
現行	○	○	×
改正後	○	○	(仮設店舗において) ○

簡易取消しの新設 施行日 平成30年10月24日

改正前

許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。



改正後

古物商等の所在を確知できない等の場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができる。

欠格事由の追加 施行日 平成30年10月24日

改正前

禁固以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。



改正後

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

許可単位の見直し 施行日 2020年3月ころ

改正前

営業所が所在する都道府県ごとに古物営業許可を受けることが必要。



改正後

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所を設ける場合には届出で足りる。

※施行日は未定です。

古物営業許可を受けている方へ

重要な お知らせ

古物営業法が一部改正され、
営業を継続する場合は届出
が必要です！！

現在、古物営業許可を受けている方は、
平成30年10月24日から改正法の全面施行日

(概ね2020年3月ころ)

までの間に、主たる営業所を管轄する警察署に

「主たる営業所等届出書」

を届出をしてください。

届出をしないまま、新法の施行日を経過してしまうと、
新たに古物営業の許可申請をして、取得しなければなり
ません。

※改正法の全面施行日は未定です。

- 届出書の書式は、県警ホームページからダウンロード
できます。(平成30年10月24日～)
- 営業所が複数ある場合に限らず、1つだけの場合も届出
をする必要があります。
- 「主たる営業所等届出書」を届出した後、届出事項に
変更が生じた場合は、再度、届出をする必要があります。